

新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための留意点（学校体育施設）

- ・施設の使用を再開する際には、施設での感染拡大予防対策を行うことが重要となります。
- ・特に屋内運動施設などについては、これまでに国内で集団感染が発生した事例もあることから、感染拡大防止対策の徹底が大変重要になります。
- ・学校体育施設の再開にあたって、下表の感染拡大防止対策を講じるようお願いいたします。
- ・万一、施設において感染事例が発生した場合は、直ちに休業するとともに、保健所と相談のうえ、消毒等の必要な対策を実施してください。

感染拡大防止対策ガイドライン

区分	感染拡大防止対策	具体的な取り組み例
3 密対策	密閉対策	換気により、良好な風通しの確保。 ・ 出入り口のドア、自動ドア、窓を可能な限り開放する。
	密集対策	同時に多数の人が集まることを回避する。 ・ 入場者数を制限する。（原則として 1/2 程度のみを使用とする。） ・ 混雑時の入室待ちを制限し、車内もしくは屋外で待機していただく。
	密接対策	社会的距離を確保する。 ・ 受付時（行列含む）の間隔を確保する。（マスク着用の上、2 mを目安） ・ 長時間（15 分以上/濃厚接触基準）の対面接客は行わない。
		利用者同士の過度の接触を控える。 ・ 飲食の持込及び提供を控える。（水分補給は可とする） ・ 原則として施設内ではマスクを着用する。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする。
その 他の 対策	施設の衛生対策	利用者の手洗いや手指消毒を実施する。 ・ 利用者：入口等に手指消毒液等を設置し、利用を促す。
	トイレその他の共用スペースの衛生対策を徹底する。 ・ 手洗い場にせっけんを置くこと。 ・ 共有タオルなどは使用せず、個人用のタオルを持参させる。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。 ・ 利用後に、消毒・清掃をする。	
	施設内の衛生対策を徹底する。 ・ 一度に利用する人数を制限する。 ・ 対面での会話を禁止すること。 ・ 常時、換気をする。 ・ 利用後に消毒・清掃をさせる。	
	本調管理	利用者の体調を確認する。 ・ 利用者：症状のある方への入場制限を促す ※風邪の症状(くしゃみや咳が出る)や平熱+1度以上の熱がある方。 ※強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。 ※咳、痰、胸部不快感のある方。 ※嗅覚・味覚に異常を感じる方。 ※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方。 ※同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。 ※過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。 ※その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

※学校体育施設を利用する代表者が判断するものとする。

※屋外施設（グラウンド）も同様に徹底すること。

問合せ  
 小山町教育委員会生涯学習課  
 TEL：0550-76-5722